

岩国市監査告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

岩国市監査委員	氏	木	一	行
岩国市監査委員	山	本		修
岩国市監査委員	藤	本	泰	也

1 監査の対象

総務部（総務課・秘書広報課・職員課・人権課・契約監理課・用地管財課・情報統計課・危機管理課）

2 監査の実施期間

平成 28 年 10 月 14 日から同年 11 月 8 日まで

3 監査委員の交代

監査委員のうち、平成 28 年 11 月 15 日付けで、長俊明委員が、藤本泰也委員に交代した。

4 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 28 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

5 監査の結果

平成 28 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

6 意見

(1) 共通事項

総合支所の整備や個人番号導入による電算システムの改修・整備、消防・防災対策など市民の安心・安全に関わる事務事業の増加による職員の負担増が見受けられる。

今後も一層の創意工夫を重ね、懸案事項の解決や職員の負担軽減を図られるよう努力していただきたい。